

○千代田区土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策工事助成要綱

令和2年3月27日31千環建指発第215号

(目的)

第1条 この要綱は、土砂災害特別警戒区域内の建築物の土砂災害防止対策に係る費用を助成することにより、土砂災害の危険から区民の安全を確保し、もって災害に強い安全なまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する区域をいう。
- (2) 安全対策工事 土砂災害に対する建築物の安全性の向上を目的とする工事であつて、当該建築物を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第80条の3の規定に適合させるために行う塀の設置、外壁の改修及び建替えをいう。

(助成)

第3条 千代田区長（以下「区長」という。）は、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）において安全対策工事を行う者に対し、予算の範囲内でその費用（消費税に相当する額を除く。）の一部を助成することができる。

(助成対象建築物)

第4条 助成対象となる建築物（以下「助成対象建築物」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 千代田区（以下「区」という。）内の特別警戒区域に存する建築物（特別警戒区域の内外にまたがるものを含む。）であること。
- (2) 特別警戒区域の指定の際、現に存し、又は現に工事中であつた建築物であること。
- (3) 居室を有し、現に使用していること。
- (4) 令第80条の3の規定に適合していないこと。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の規定に著しく違反していないこと。

(助成対象者)

第5条 助成対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、前条の助成対象建築物を所有しており、当該建築物の安全対策工事を行う者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 国又は地方公共団体その他公的機関

(2) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の者

(3) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の個人であつて、事業を営む者

(4) 業として安全対策工事を行う者

2 助成対象建築物を共同で所有する建築物については、所有者全員により合意された代表者を助成対象者とする。

（助成対象工事）

第6条 助成対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）は、助成対象者が助成対象建築物について行う安全対策工事とする。

（助成金の額）

第7条 助成金の額は、別表に定める区分に応じた額を限度とする。

2 前項により算定した助成金の額に千円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てる。

3 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

（助成申請）

第8条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、安全対策工事の契約を締結する前に、関係書類を添えて、土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策工事助成申請書

（第1号様式）により、区長に申請するものとする。

2 申請者は、前項の申請に際し、申請者以外に助成対象建築物及び当該建築物が存する土地の所有者がいる場合は、この要綱の申請手続きを行うことに関し所有者全員の同意を得た旨を証する書面を添付するものとする。

3 助成対象建築物が区分所有建物（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項の区分所有者をいう。）が存する建物をいう。以下同じ。）である場合の前項の所有者の同意は、当該区分所有建物の管理を行う団体（同法第3条の団体をいう。）の同意とすることができる。

（助成決定）

第9条 区長は、前条の規定による申請の内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、助成の対象となることを確認したときは、助成を決定し、土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策工事助成決定通知書（第2号様式）により、助成の対象とならないことを確認したときは、土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策工事助成対象外決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第10条 前条の規定により助成決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その決定された権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、区長の承認を得た場合はその限りでない。

2 前項の区長の承認を得ようとする者は、あらかじめ区長にその旨を申請しなければならない。

（助成対象工事の変更）

第11条 助成決定者は、決定を受けた助成対象工事の内容を変更しようとするときは、関係書類を添えて、土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策工事助成変更申請書（第4号様式）により、区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成の対象となることを確認したときは、助成変更を決定し、土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策工事助成変更決定通知書（第5号様式）により、助成の対象とならないことを確認したときは、土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策工事助成変更対象外決定通知書（第6号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

（助成対象工事の取りやめ）

第12条 助成決定者は、事情により決定を受けた助成対象工事を取りやめるときは、土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策工事助成取りやめ届（第7号様式）により、区長に届け出なければならない。

（完了実績報告）

第13条 助成決定者は、決定を受けた助成対象工事が完了したときは、関係書類を添えて、土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策工事助成完了実績報告書（第8号様式）により、区長に報告するものとする。

（助成金の額の確定）

第14条 区長は、前条の規定による報告の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策工事助成額確定通知書（第9号様式）により、当該助成決定者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第15条 前条の通知を受けた助成決定者は、土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策工事助成金交付請求書（第10号様式）により、区長に助成金の交付を請求するものとする。

（助成金の交付）

第16条 区長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、当該助成決定者に助成金を交付するものとする。

（助成決定の取消し）

第17条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）不正の手段により助成の決定を受けたとき。

（2）この要綱及び法令に基づく区の命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定に基づき助成決定を取り消したときは、土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策工事助成決定取消通知書（第11号様式）により、当該助成決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第18条 区長は、前条の規定により助成決定を取り消した場合において、その取消しに係る助成金を既に交付しているときは、期限を定めて、当該助成金の返還を命ずるものとする。

（調査、報告等）

第19条 区長は、助成金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者等に対し報告を求め、又は申請対象の建築物等を調査することができる。

（財産処分の制限）

第20条 助成決定者がこの要綱による助成を受けて効用が増加した財産を、助成対象工事完了後10年以内に、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

（補則）

第21条 助成金の交付の手続については、千代田区補助金等交付規則（昭和48年千代田区規則第15号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(委任)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

助成対象建築物の区分	助成率と助成限度額
住宅以外	安全対策工事に要した費用×23% 助成限度額：772,000円
住宅 (戸建住宅・マンション)	安全対策工事に要した費用×1/2 助成限度額：1,680,000円

※ 助成対象費用は、最も低い見積りの金額を使用するものとし、消費税を除いた額とする。

※ 助成金の額は、千円未満を切り捨てるものとする。

別記 様式の添付図書

様 式	名 称	添付図書
第1号	土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策工事助成申請書	<ul style="list-style-type: none">・助成対象建築物及び当該建築物が存する土地の権利関係を証する書類（土地・建物全部事項証明書等）・法人全部事項証明書（法人の場合）・中小企業者であることが分かる書類（法人の場合）・共有者全員の同意書又は管理規約及び管理を行う団体による同意がなされたことが分かる書類（所有者が複数の場合）・建築年月日を証する書類・案内図、配置図、各階平面図等・助成対象建築物が令第80条の3に適合していないことが分かる書類（構造耐力上主要な部分の詳細が分かる図面等）・工事により令第80条の3に規定に適合することが分かる書類（構造耐力上主要な部分の詳細が分かる図面等及び構造計算書等）（安全対策工事が法第6条第1項に規定する工事に該当しない場合）・確認済証（写）※1（安全対策工事が法第6条第1項に規定する工事に該当する場合）・見積書（写）（原則2者以上。建替えの場合は1者でも可）・現況写真・工程表（概要）・その他、区長が必要と認めた書類
第4号	土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策工事助成変更申請書	<ul style="list-style-type: none">・申請内容の変更を示す書類・その他、区長が必要と認めた書類

第8号	土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策工事助成完了実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書（写） ・費用明細書（写） ・領収書等（写） ・写真（中間時、完了時） ・検査済証（写）※2（安全対策工事が法第6条第1項に規定する工事に該当する場合） ・その他、区長が必要と認めた書類
-----	--------------------------------	--

※1 法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証

※2 法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証

様式（略）